

都市再生整備計画

さんだえきしゅうへん
三田駅周辺地区

ひょうご さんだし
兵庫県 三田市

令和8年4月(変更)

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	兵庫県	市町村名	三田市	地区名	三田駅周辺地区	面積	23.8	ha
計画期間	令和7年度	～	令和11年度	交付期間	令和8年度	～	令和11年度	

<p>目標</p> <p>大目標：三田市の玄関口にふさわしい快適かつ魅力的な都市環境の実現</p> <p>目標1：多様な目的地がつながるエリアの形成</p> <p>目標2：魅力ある滞留空間・交流拠点の創出</p> <p>目標3：賑わいと憩いのある歩行者空間の創出</p>
<p>目標設定の根拠</p> <p>まちづくりの経緯及び現況</p> <p>三田市では、「三田市総合計画」(昭和57年度)において、「魅力ある商業の発展を図る」とことや「秩序ある都市基盤の整備を図る」ことを主要な施策に掲げて以降、三田駅周辺地区(以下、「当地区」という。)を中心都市拠点として位置づけ、既存商業集積の活性化と高次都市機能の立地、良好な市街地環境の形成を図るため、市街地再開発事業を進めてきた。</p> <p>市街地再開発事業により、2002(平成14)年にDブロック地区再開発ビル・ホテルメルクスが開業し、2005(平成17)年には商業施設であるAブロック地区再開発ビル・三田駅前一番館が開業、2017(平成29)年に完成したBブロック地区再開発ビルでは、老人ホームや認可保育所など多世代の生活支援・利便施設が整備された。2024(令和6)年現在事業中のCブロック地区では、541戸の集合住宅や商業施設と共に、三田駅前のペDESTリアンデッキと直結するオープンスペース「にぎわい広場」が整備される計画である。また、再開発事業区域を通る(市)三田駅前線では沿道敷地を7mセットバックした公・私有地からなる幅30mの一体的な公共空間(シンボルロード)が整備され、同空間におけるまちの賑わいを創出するためのイベント開催など都市再生推進法人・三田地域振興株式会社等によるエリアマネジメントの取組が想定されている。</p> <p>市街地再開発事業区域の周辺をみると、2000(平成12)年以降、同事業の進捗に合わせ、民間開発事業者による分譲マンション及び中高層賃貸住宅の建築が相次いでおり、駅徒歩5分圏の居住人口の増加(2000年→2024年+20.67%)が進んでいる。当初、高次都市機能の立地を目指した市街地再開発事業であったが、結果的に居住機能が集積・強化されており、当地区は駅前居住地として利便性の高い環境が形成されつつある。</p> <p>一方、徒歩5分圏外のエリアは人口減少傾向(徒歩5～10分圏人口 2000年→2024年-15.69%)にある。特に、かつて旧市街の中心地であった三田町エリアの衰退は顕著であり、遊休化した土地・建物が散見される。都市再生推進法人・三田地域振興株式会社が同エリアに残存する遊休化した町家等を店舗として再生し、個性的なテナントを誘致する事業(町家再生・分散型開発事業)に取り組んでいるが、エリア価値向上には至っていない。</p>
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業に伴い、鉄道駅と駅前広場に面する敷地からなるいわゆる「駅まち空間」に利便機能の多くが集約しており、賑わいが駅まち空間に限定される懸念から、当地区内の人の行き来を促すために多様な目的地の創出が求められている。 ・駅徒歩5分圏の居住人口が増加しているが、これら居住者の豊かな暮らしを実現するために、居住者が気軽に集い、楽しめる居場所(滞留空間・交流拠点)の創出が求められている。 ・多様な目的地の創出によって、増加する駅徒歩5分圏人口が周縁エリア(徒歩5～10分圏)に至る新たな歩行者動線が生じ、今後歩行者数の増加が見込まれるため、これに対応した快適で歩いて楽しい歩行者空間の整備・充実が求められている。
<p>将来ビジョン(中長期)</p> <p>①三田市第5次総合計画(令和4年度策定)</p> <p>【まちの再生】三田駅周辺エリアに人が集い賑わいあふれる空間の創出／三田駅前地区再開発事業の集大成となるCブロック地区市街地再開発事業を推進し、土地の合理的利用を進めることで、都市機能の集積と賑わい空間の創出を図る。駅前エリアにおいて、公共空間の整備やリニューアルを行い、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げる賑わいと活力あるまちづくりを推進する。</p> <p>【まちの再生】良好な景観形成の促進／歴史的建築物の保存については、利活用が進むよう修景助成等の支援を行う。</p> <p>【商工業の振興】新たな魅力と賑わいの創出／市街地再開発事業による都市機能の集積を推進し、三田駅周辺の来訪者の拡大等を主体的・先進的に取り組むエリアマネジメントの組織化を図り、まちなかの回遊性向上等にぎわいのある空間形成を目指す。</p> <p>②三田市都市計画マスタープラン(令和5年度策定)</p> <p>【都市機能の誘導】三田駅周辺・シビックゾーン地区／本市の玄関口にふさわしい都市拠点として複合的な機能の集積を図る。特に、商業施設や業務施設、高齢者生活支援施設、子育て支援施設等の生活支援施設、文化・サービス施設の立地誘導を図るとともに、市街地再開発事業等による合理的な土地利用を進め、居住機能を立地誘導する。</p> <p>【拠点の魅力形成】賑わい空間の創出／都市計画道路駅前線のうち高度利用地区内の区間について、市街地再開発事業とあわせて道路に面する公開空間を整備することで、歩行者の安全、安心の確保や道路空間と一体となった市民交流・滞在空間の創出を図り、賑わいのある魅力的な歩行者空間を形成する。また、その他の地域においても、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、街路、公園、水辺空間、民間空地等の公共空間利活用等に向けた対応策等を検討し、ウォーカブルなまちづくりを推進する。</p> <p>【公共施設のマネジメント】公的資産の利活用／市が所有している道路や公園、その他の公共施設等の公的資産について、オープンカフェ等の都市利便増進施設の配置や周辺の民間資産と組み合わせた活用、地域のまちづくりと連携した利活用等活用範囲を拡大する仕組みを構築し、市場へ開放することによる新たな事業機会の創出とまちなかの活性化等を図る。</p> <p>【地域資源の維持・保全】歴史的風致の維持形成／町家を店舗や宿泊施設、その他の用途での利用等歴史的な建造物の利活用に関する促進策として、景観形成の基準に適合する改修を行った場合の改修費用や創業資金への低利融資等経済的インセンティブ策を講じながら、歴史的な街並みの保全と活用により歩いて楽しめる地域環境の形成を進める。</p>

一体型滞在快適性等向上事業及びまちなかウォークアブル推進事業の計画

滞在快適性等向上区域の考え方
 三田駅を拠点とし駅南側の(市)三田駅前線(約120m)沿道街区及び町家再生・分散型開発事業が進む商店街(約1km)エリア一体に滞在快適性等向上区域を設定し、沿道敷地と一体となったオープンスペースを創出すると共に、区域内に多様な目的地や滞留空間を埋め込むことにより、官民一体となって賑わいと憩いのあるまちなかを創出する。

滞在快適性等向上区域での取組
 ・駅前通りに面した市街地再開発事業区域では、1階部分をガラス張り化する等、歩道と一体的なオープンスペースを創出し、ゆとりある居心地のよい歩行者空間を創出する。
 ・武庫川河川空間(市道相生橋浄水場線)では、沿道店舗前の河川敷地(道路空間)にテラス・ウッドデッキ等を設置するなど水辺空間の魅力を高め、憩いの空間を創出する。
 ・遊休公有地(旧市民病院跡地)では、官民連携事業により広場や広場と一体となった食事施設等を設置し、歩行者等の滞留空間を整備し、まちなかの賑わいと潤いを創出する。

目標を定量化する指標							
指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
回遊者数	人/月	再生町家店舗の来客数から周縁エリアの回遊性向上を把握	多様な目的地(店舗等)がつながるエリアの形成	2,040人/月	R5年度	3,260人/月	R11年度
歩行者交通量	人/12時間	滞在快適性等向上区域内(市道三田駅前線)での歩行者数から歩行者空間の快適性向上を把握	賑わいと憩いのある歩行者空間の創出	2,211人/12時間	H30年度	3,290人/12時間	R11年度
歩行者交通量(休日)	人/12時間	滞在快適性等向上区域のうち駅から遠い武庫川右岸エリア内での歩行者数(魅力アップによる効果を端的に測定するため余暇である休日を採用)	多様な目的地や魅力ある交流拠点の整備、賑わいと憩いのある歩行者空間の創出による歩行者交通量の増加を図る。	682人/12時間(休日)	R7年度	1,700人/12時間(休日)	R11年度
平均地価の上昇	%	滞在快適性等向上区域のうち駅から遠く、人口減少傾向にある武庫川右岸エリアの平均地価(国税庁・路線価)の2020年水準を100とした地価変動の上昇率	魅力ある滞留空間や交流拠点の整備により、近隣街区での遊休不動産の活用を促進し、エリア価値を高め地価の上昇を図る。	3.7%	R7年度	11.0%	R11年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【多様な目的地がつながるエリアの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内に残存する町家等歴史的建造物を保存活用し、まちなかに多様な目的地を創出する。 ・町家等歴史的建造物を結ぶ歩行空間の魅力を高める整備を行い、歩いて楽しい空間の形成を図る。 	<p>【関連事業】市道相生橋浄水場線美装化事業</p>
<p>【魅力ある滞留空間・交流拠点の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三田駅前では憩い・待合等のための滞留環境を拡充する ・低未利用の公有地において都市利便増進施設の整備等により、近隣居住者や来訪者等の憩いの交流拠点を整備する。 	<p>【協定制度等】都市利便増進施設(食事・購買施設、広場等)の設置・管理によるにぎわい創出 【協定制度等】看板の設置による景観の向上 【関連事業】三田駅前Cブロック地区第一種市街地再開発事業 【関連事業】(仮称)屋敷町広場整備事業(地域生活基盤施設/広場・駐車場、滞在環境整備事業/トイレ) 【関連事業】(仮称)キッピースクエア再生整備事業</p>
<p>【賑わいと憩いのある歩行者空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三田駅前の公・民有地の一体的な歩行者空間において、賑わい創出イベント等の実施による賑わいの創出を図る。 ・武庫川河川沿いでは、美装化や常設オープンカフェの設置等、河川空間の魅力を高める整備を行う。 	<p>【協定制度等】常設オープンカフェ設置による賑わいの創出 【協定制度等】イベント開催による賑わいの創出 【関連事業】市道相生橋浄水場線美装化事業</p>
<p>その他</p>	
<p>【官民連携体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象の民間事業者/三田地域振興株式会社(都市再生推進法人) ○民間事業者の役割/三田駅前一番館等の管理者及び民間事業者としてのノウハウを最大限に活かし、三田駅周辺地区のエリア開発・再生を担う。 ○行政(官)の役割/三田地域振興株式会社が実施する事業への支援・協力により、官民連携の推進を図る。 ○官民連携のもとで実施する取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可特例や都市利便増進協定等に基づく事業収益を都市利便増進施設の整備や公共空間におけるソフト事業展開などまちなかの賑わいに還元することで、三田駅周辺地区の持続的な賑わいの創出を図る。 ・三田地域振興株式会社が先導的に空き町家を活用したまちづくりを推進し、まちなかの魅力と価値の持続的向上を図る。 	

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項(まちなかウォークラブル推進事業)

様式(1)-④-4

交付対象事業費	0	交付限度額		国費率	#DIV/0!
---------	---	-------	--	-----	---------

(金額の単位は百万円)

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比 B/C
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度						
道路															
公園															
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設															
高質空間形成施設															
既存建造物活用事業															
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
バリアフリー環境整備促進事業															
街なみ環境整備事業															
エリア価値向上整備事業															
こどもまんなかまちづくり事業															
暑熱対策事業															
滞在環境整備事業															
計画策定支援事業															
合計										0	0	0	0	0	

…A

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
地域創造支援事業														
事業活用調査														
まちづくり活動推進事業														
合計										0	0	0	0	0

…B

合計(A+B)

0

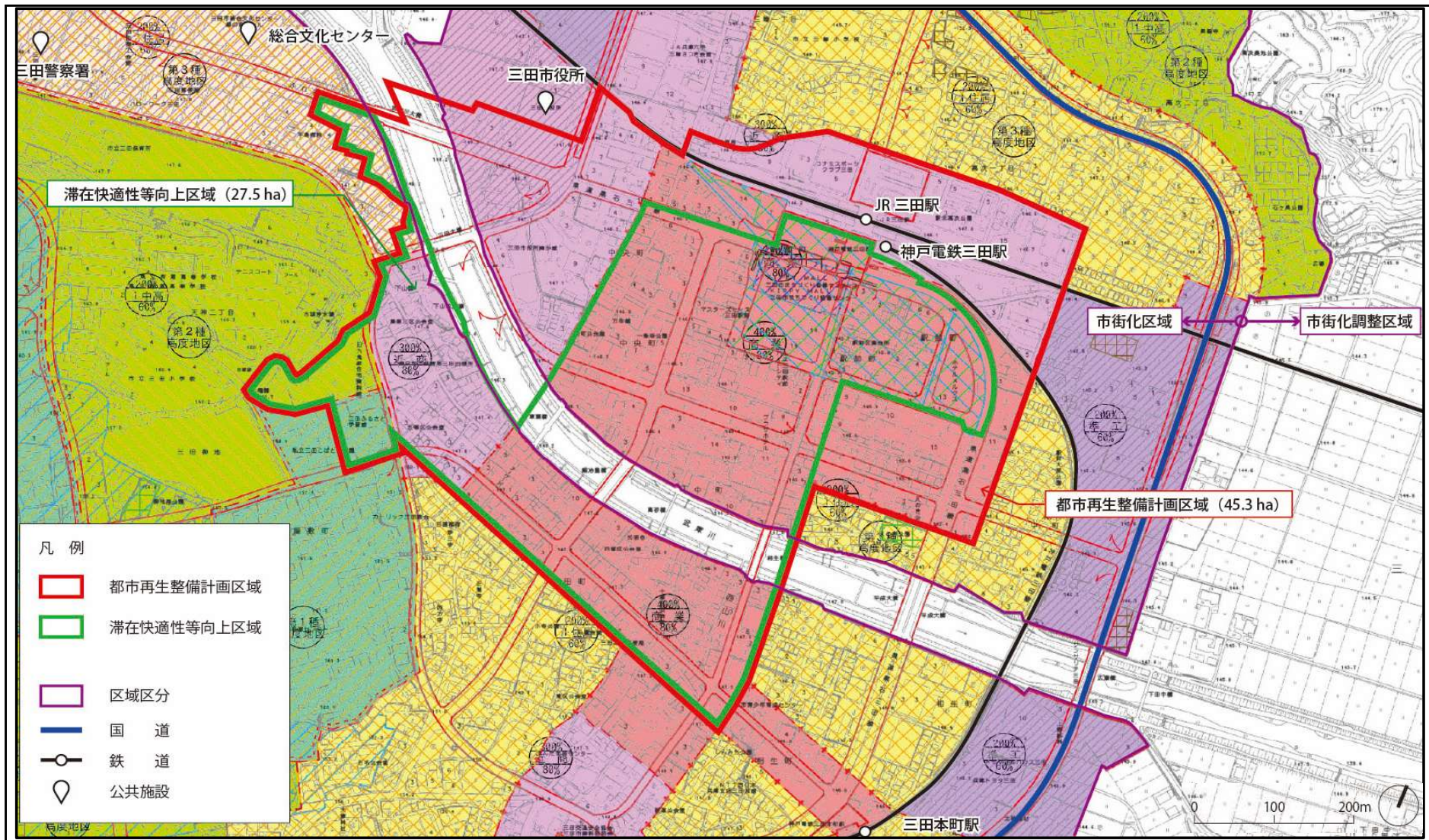
(参考)都市構造再編集中支援関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間単独	開始年度	終了年度	
合計											0

(参考)関連事業

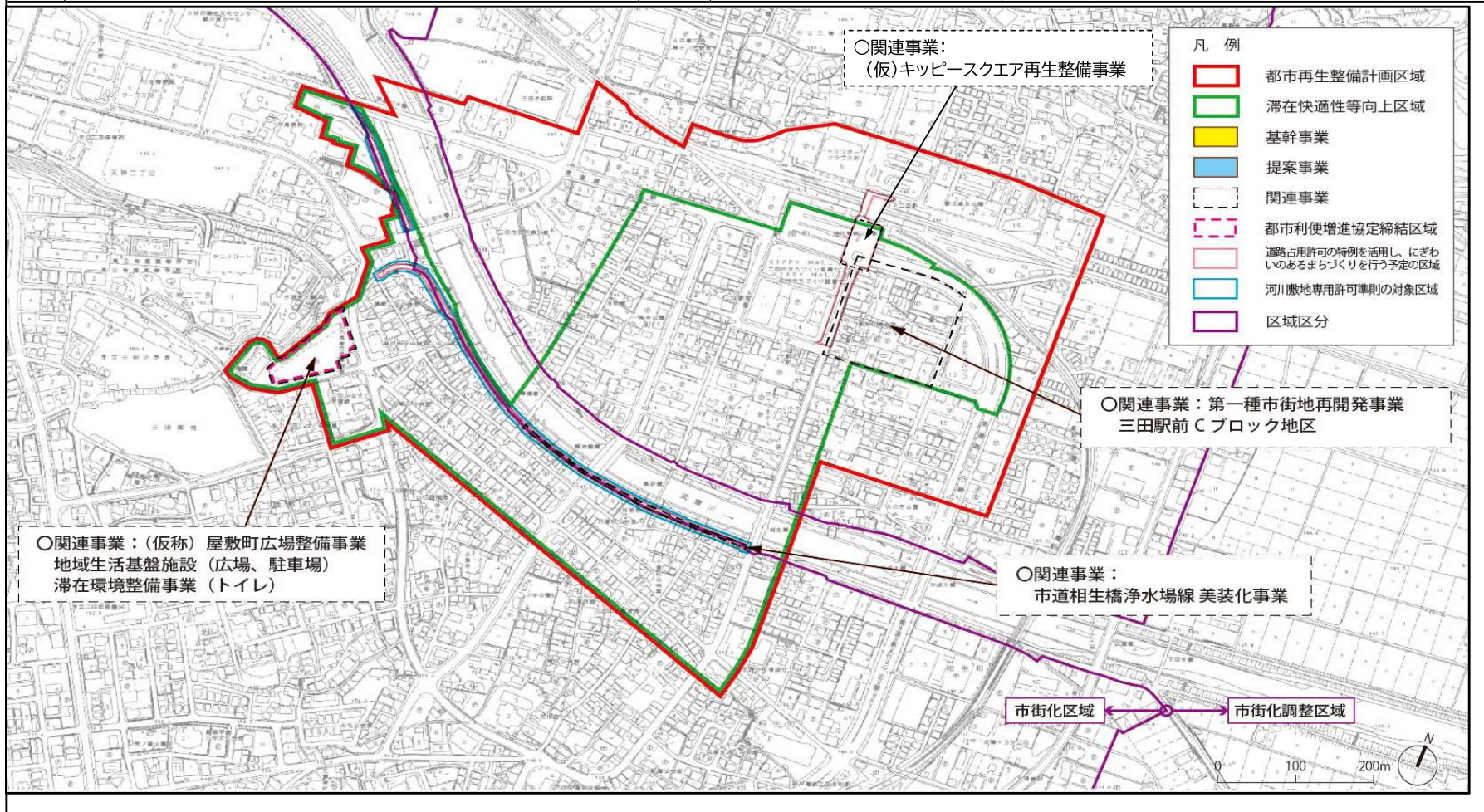
事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
三田駅前Cブロック地区第一種市街地再開発事業	三田市駅前町	事業組合	国土交通省	1.9ha		○			R2	R9	30,200
(仮称)屋敷町広場整備事業	三田市屋敷町(旧市民病院跡地)	三田地域振興機構	国土交通省	4894㎡		○			R7	R9	405
市道相生橋浄水場線 美装化事業	三田市三田町	三田市		L=300m			○		R6	R9	21
(仮称)キッピースクエア再生整備事業	三田市駅前町	三田市	内閣府	2000㎡		○			R8	R9	100
合計											30,726

三田駅周辺地区(兵庫県三田市)	面積 45.3(27.5) ha	区域 三田市中央町の全部と三田町、屋敷町、相生町、天神一丁目、天神二丁目、三輪一丁目、三輪二丁目、高次一丁目、駅前町、中町の一部
-----------------	------------------	--



三田駅周辺地区(兵庫県三田市) 整備方針概要図(まちなかウォーカブル推進事業)

目標	大目標：三田市の玄関口にふさわしい快適かつ魅力的な都市環境の実現 目標1：多様な目的地がつながるエリアの形成 目標2：魅力ある滞留空間・交流拠点の創出 目標3：賑わいと憩いのある歩行者空間の創出	代表的な指標	回遊者数 (人/月)	2,040人/月 (R5年度)	→	3,260人/月 (R11年度)
			歩行者交通量 (人/12時間)	2,211人/12時間 (H30年度)	→	3,290人/12時間 (R11年度)
			歩行者交通量(休日) (人/12時間)	682人/12時間(休日) (R7年度)	→	1,700人/12時間(休日) (R11年度)
			平均地価の上昇 (%)	3.7% (R7年度)	→	11.0% (R11年度)
			0 ()	0 ()	→	0 ()



協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等														
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
				制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則2)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	制度別詳細14 [滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●都市利便増進施設(食事・購買施設、広場等)の設置・管理によるにぎわいの創出 低未利用の公有地(旧市民病院跡地)において、飲食・物販店等を整備すると共に、同施設から生じた収益によって憩いの広場・駐車場を整備する。	R7~R9	三田地域振興株式会社(都市再生推進法人)											○
2	●看板の設置による景観の向上 三田駅改札口付近に統一的な仕様の看板を設置し、適切に維持管理することにより、良好な景観の形成と快適な待合空間の形成を図る。	R7~R9	三田地域振興株式会社(都市再生推進法人)	○										
3	●常設オープンカフェ(食事施設)の設置によるにぎわいの創出 武庫川河川堤防の河川管理道(市道相生橋浄水場線、市道武庫川さくらの路線2号線)において、再生町家等の沿道店舗前の道路空間に、ベンチやテラス等を設置し、適切に維持管理することにより、まちなぎわいを創出する。	R7~R11	三田市	○	○									
4	●イベント開催による賑わいの創出 道路空間と沿道民有地を一体的に活用した定期マーケット等のイベントを開催し、まちなぎわいを創出する。	R9~R11	三田地域振興株式会社(都市再生推進法人)	○										
5														

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1					

制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】				
制度の活用計画				
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置	
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	看板	路線名:市道緑三田駅南北線 JR三田駅改札口前壁面	・広告板周辺の清掃を実施し、良好な景観を保つ
	2	食事・購買施設その他これらに類する施設(イベント施設)	路線名:市道緑三田駅南北線、 キッピースクエア部 路線名:市道三田駅前線 市街地再開発事業区域内の区間	・イベント利用者へのルール・マナーの周知を図る。 ・イベント開催後の道路の清掃・美化活動を実施する。
	3	食事・購買施設その他これらに類する施設(オープンカフェ)	路線名:市道相生橋浄水場線 全区間 植栽帯部 路線名:市道武庫川さくらの路緑2号線 三田大橋～武庫川大橋の区間	・食事施設及び周辺の清掃・美化に努める。

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項
 事業番号1, 2, 3

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】



制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

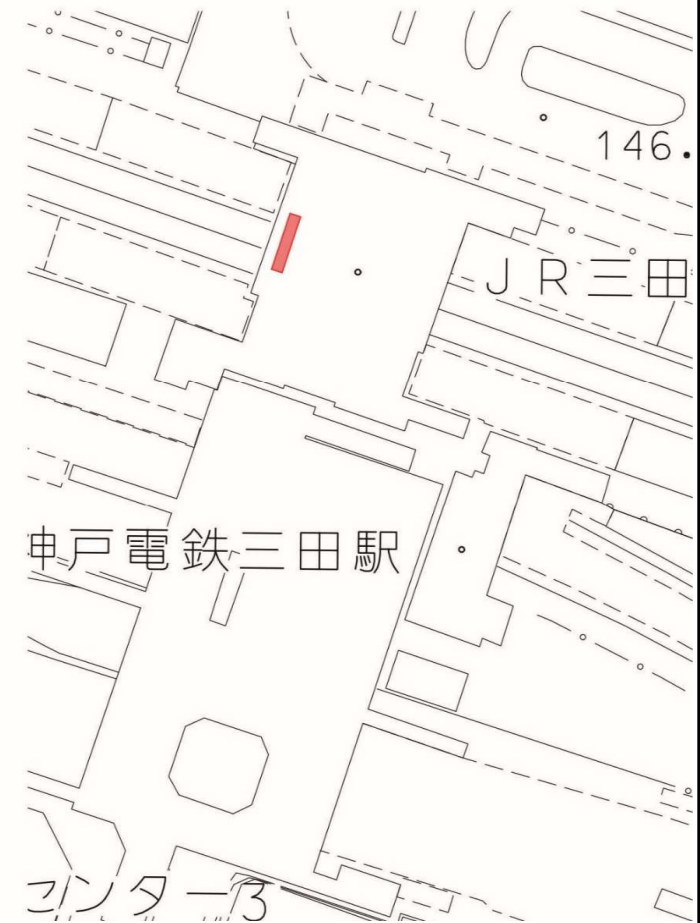
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 看板

【イメージ図】



【配置計画図】



【設置箇所写真】



凡例



道路占用許可の特例を活用する予定の区域

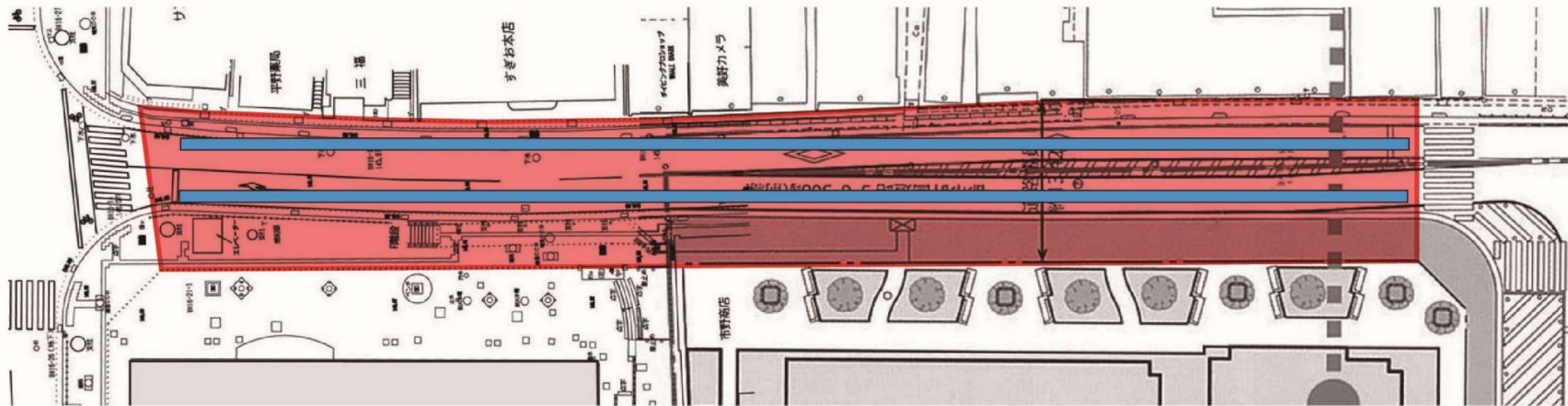
制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号2

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2. 食事・購買施設その他これらに類する施設(イベント施設)

【配置計画図】



凡例



道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



イベント施設(テント、パラソル、ベンチ・テーブル、人工芝、キッチンカーなど)

【設置イメージ】



【イメージ写真】



テント



パラソル



ベンチ・テーブル・イス



人工芝

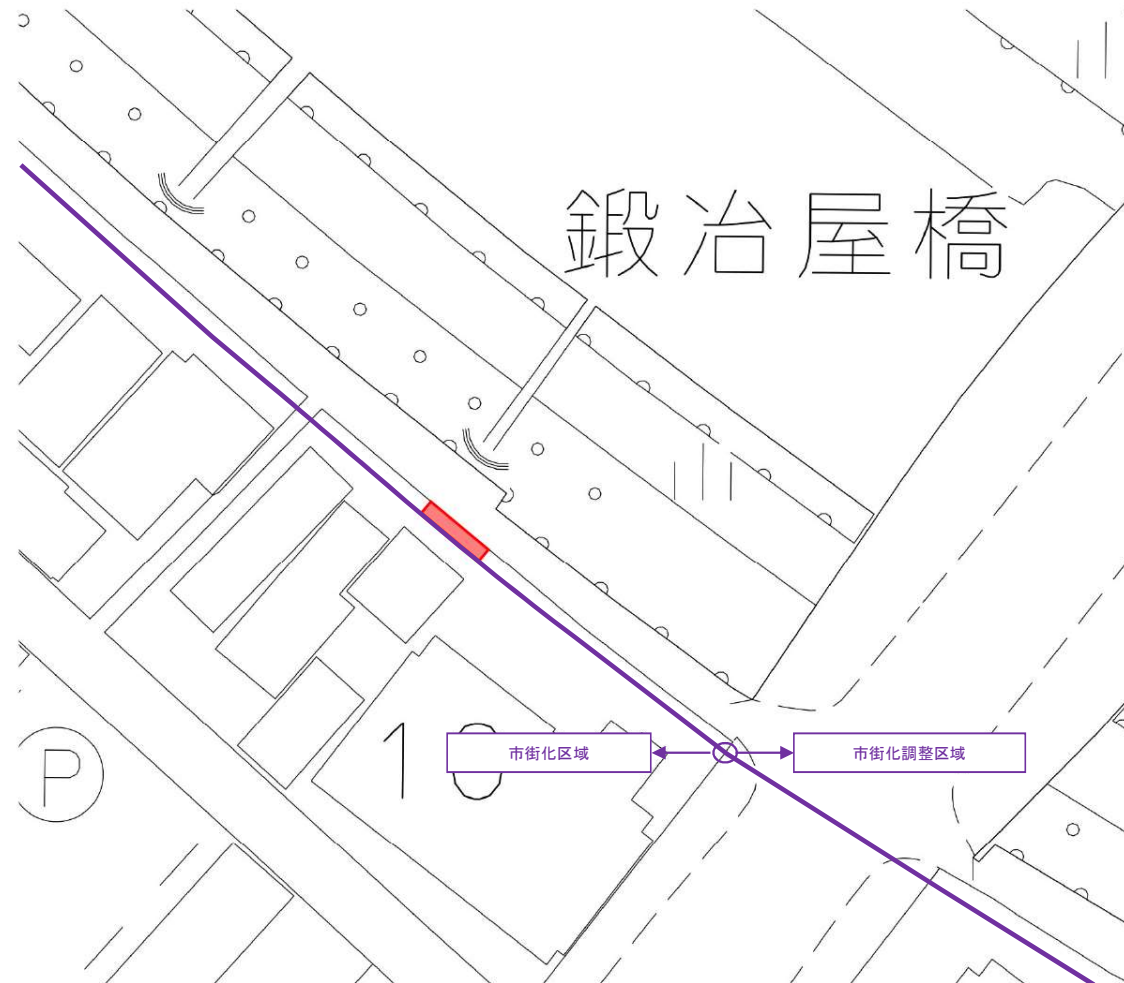
制度別詳細1-2-③(道路占用許可に関する事項)法第46条第10項
事業番号3

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:広告板】

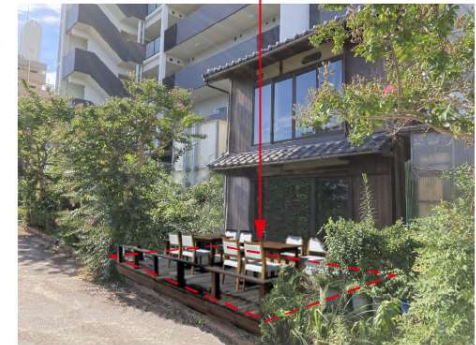
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

3. 食事・購買施設その他これらに類する施設(オープンカフェ)


【配置計画図】



【設置イメージ】



凡例

 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細2(河川敷地占用に関する事項) 河川敷地占用許可準則22

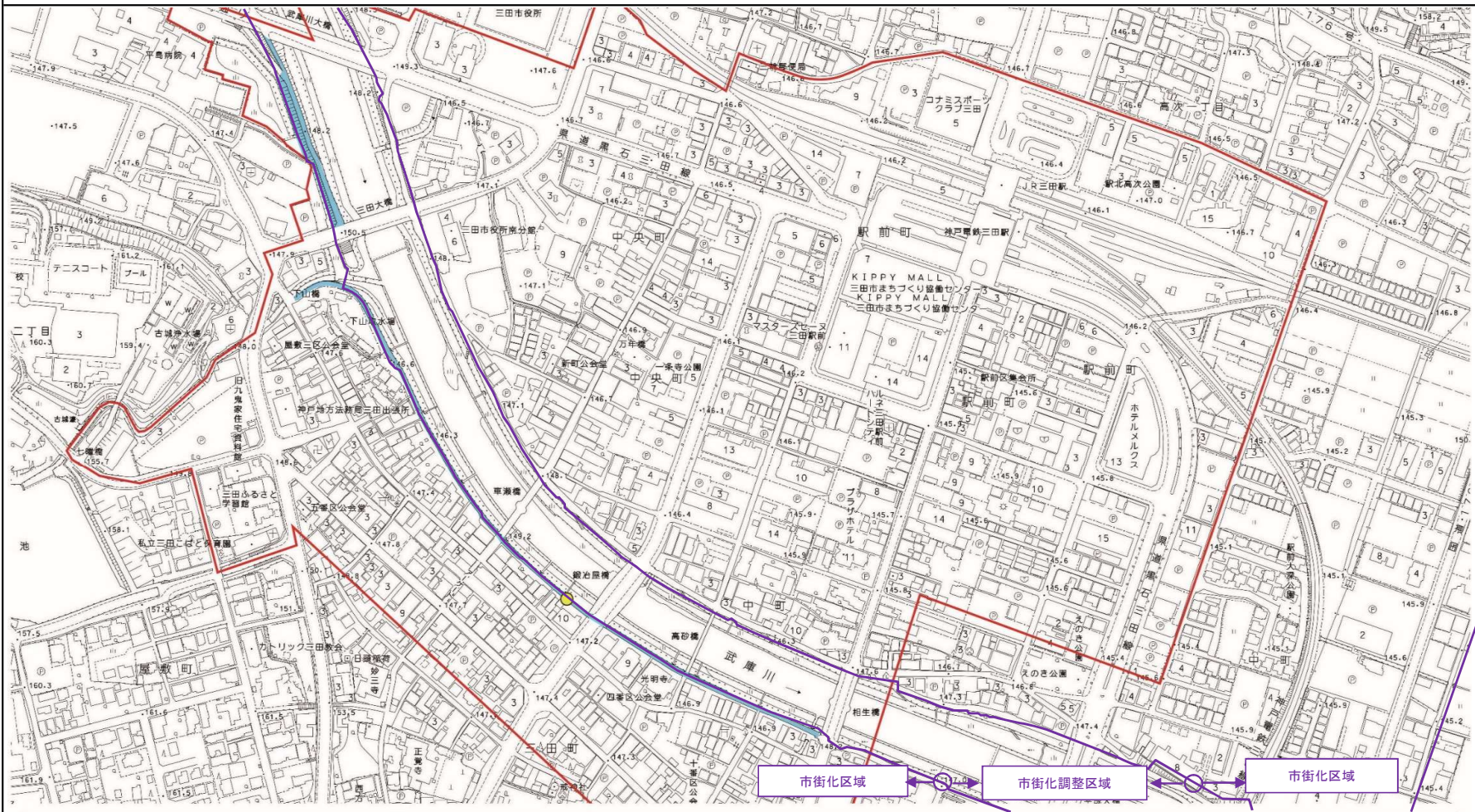
制度別詳細【河川敷地占用許可準則】		
制度の活用計画		
占用対象施設	河川の名称・占用の場所	河川環境の維持 及び向上を図るための措置
1 食事・購買施設その他これらに類する施設(オープンカフェ)	河川名:2級河川 武庫川 武庫川大橋から三田大橋、下山取水場前から相生橋の堤防・堤内地	・食事施設及び周辺の清掃・美化に努める。

制度別詳細2-1(河川敷地占用に関する事項)河川敷地占用許可準則22

事業番号1, 2, 3

制度別詳細【河川敷地占用許可準則】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



<p> 都市再生整備計画区域</p> <p> 河川敷地占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域</p>	<p><河川敷地占用許可特例の対象となる施設></p> <p>1. 食事・購買施設その他これらに類する施設(オープンカフェ) ●</p>
---	--

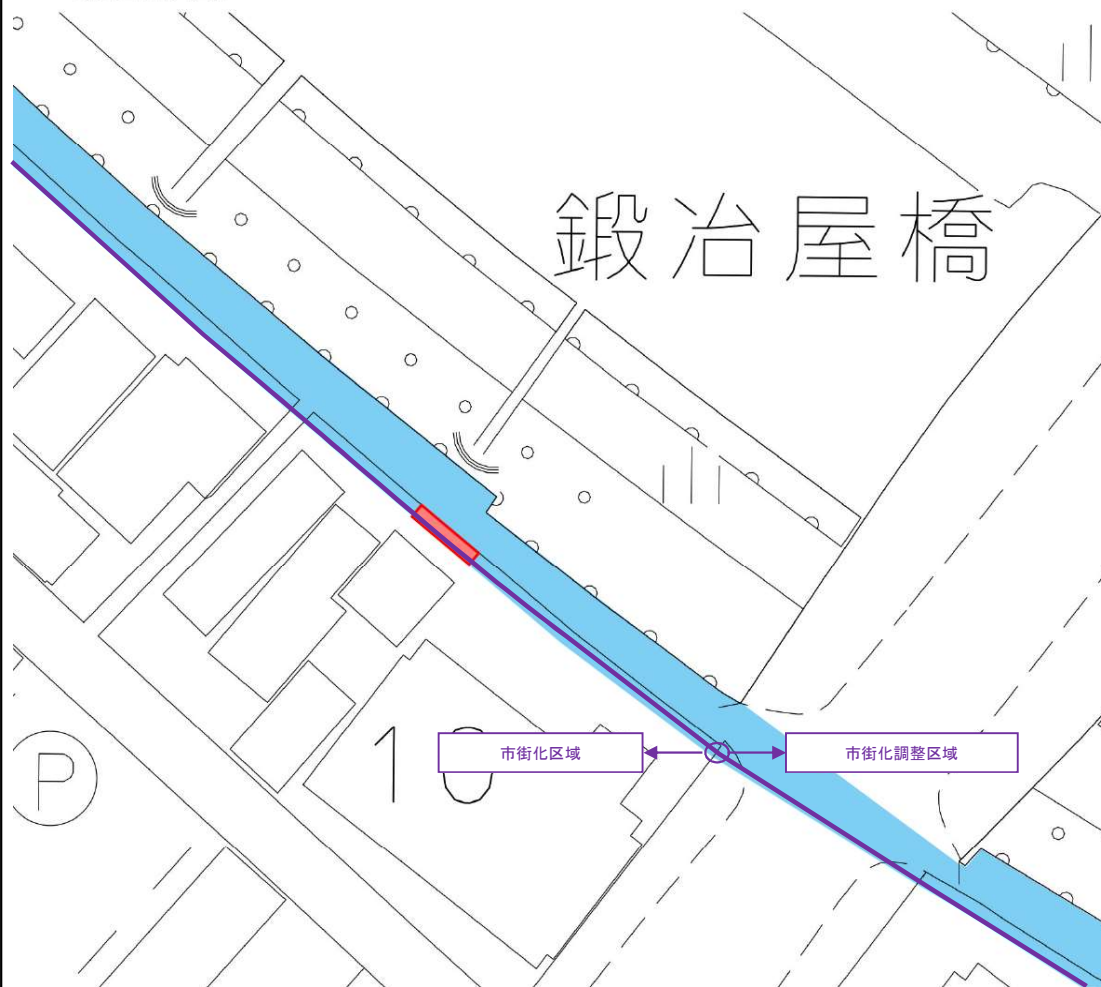
制度別詳細2-2(河川敷地占用に関する事項)河川敷地占用許可準則22
事業番号1

制度別詳細【河川敷地占用許可準則】:食事施設

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 食事・購買施設その他これらに類する施設(オープンカフェ)



【配置計画図】



【設置イメージ】



凡例

-  河川敷地占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域
-  施設を設置する予定の区域

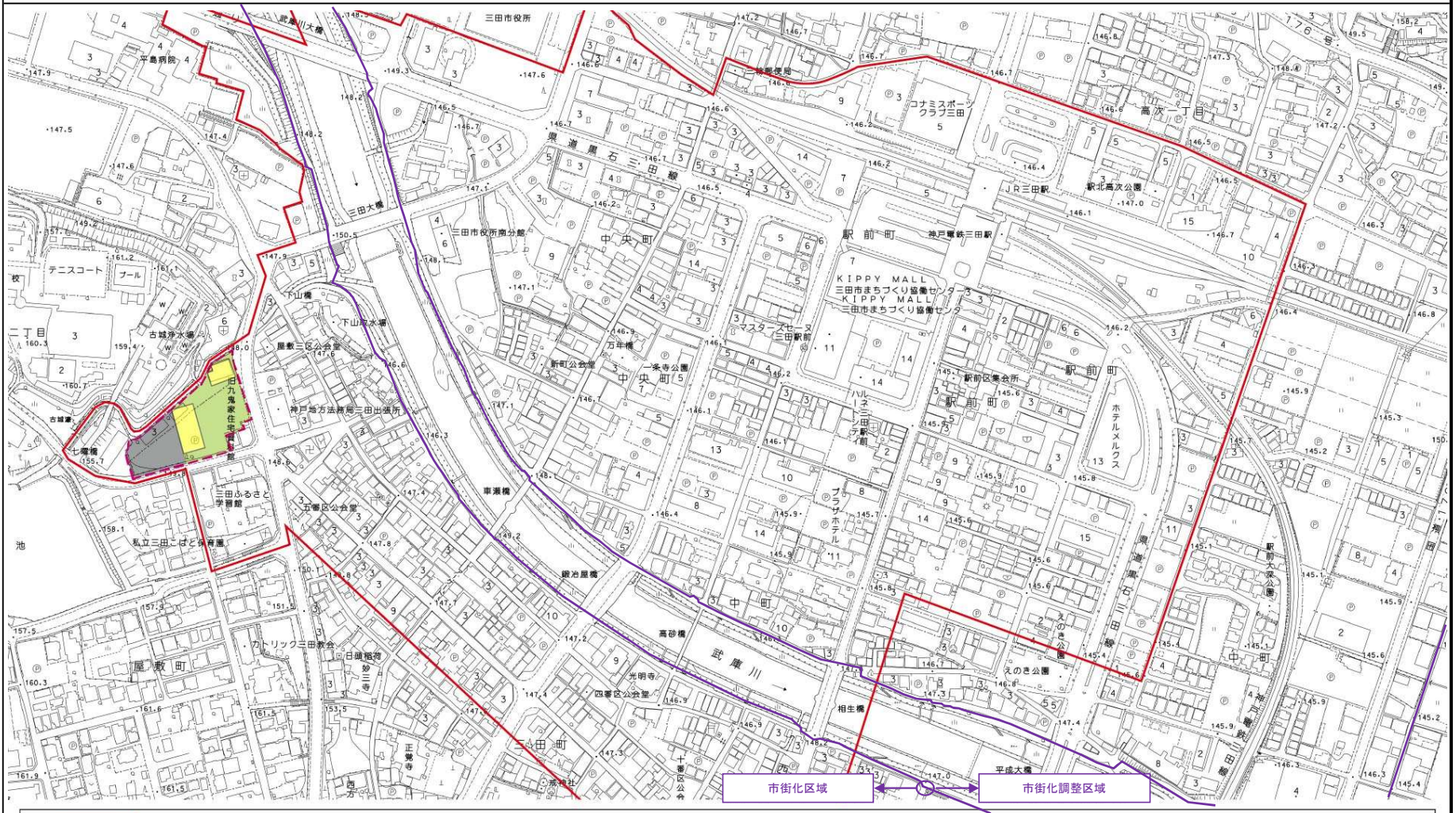
制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】			
			制度の活用計画
事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	緑地・広場の整備・管理	R7～R11 三田地域振興株式会社(都市再生推進法人)	1. 協定締結者 三田地域振興株式会社(都市再生推進法人)、地権者(三田市・対象区域の全地権者が締結)、施設所有者(三田市) 2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域) 旧市民病院跡地(三田市屋敷町753-1) 3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ①緑地・広場 ②駐車場 ③食事施設・購買施設 (2)費用負担 ・都市再生推進法人が各施設の整備費を負担する(一部、国庫補助金等を活用) ・市は都市再生推進法人に対して土地・建物を安価に貸し付ける(制度別詳細14参照) (3)都市利便増進施設の整備・管理の方法 ・都市再生推進法人が食事施設・購買施設、駐車場・駐輪場の運営により得た収益を上記3(1)で示した各施設の維持管理費用に充当する。 ・清掃・点検等、協定に基づき都市再生推進法人が維持管理を実施する。
2	駐車場の設置・管理	R7～R11 三田地域振興株式会社(都市再生推進法人)	
3	食事施設・購買施設の設置・管理	R7～R11 三田地域振興株式会社(都市再生推進法人)	

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
事業番号1, 2, 3

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



<p> 都市再生整備計画区域</p> <p> 都市利便増進施設の一体的な整備 又は管理が必要と認められる区域</p>	<p><当該区域で設置を予定している都市利便増進施設></p> <table border="0"> <tr> <td>1. 緑地・広場</td> <td style="background-color: #90EE90; width: 20px; height: 15px; margin: 0 5px;"></td> <td>3. 食事施設・購買施設</td> <td style="background-color: #FFFF00; width: 20px; height: 15px; margin: 0 5px;"></td> </tr> <tr> <td>2. 駐車場</td> <td style="background-color: #A9A9A9; width: 20px; height: 15px; margin: 0 5px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. 緑地・広場		3. 食事施設・購買施設		2. 駐車場			
1. 緑地・広場		3. 食事施設・購買施設							
2. 駐車場									

制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
事業番号1, 2, 3

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

旧市民病院跡地(屋敷町753-1)

【配置計画図】



【整備イメージ】



都市利便増進施設の一体的な整備
又は管理が必要と認められる区域

<都市利便増進施設の凡例>

- 1. 緑地・広場
- 2. 駐車場
- 3. 食事施設・購買施設

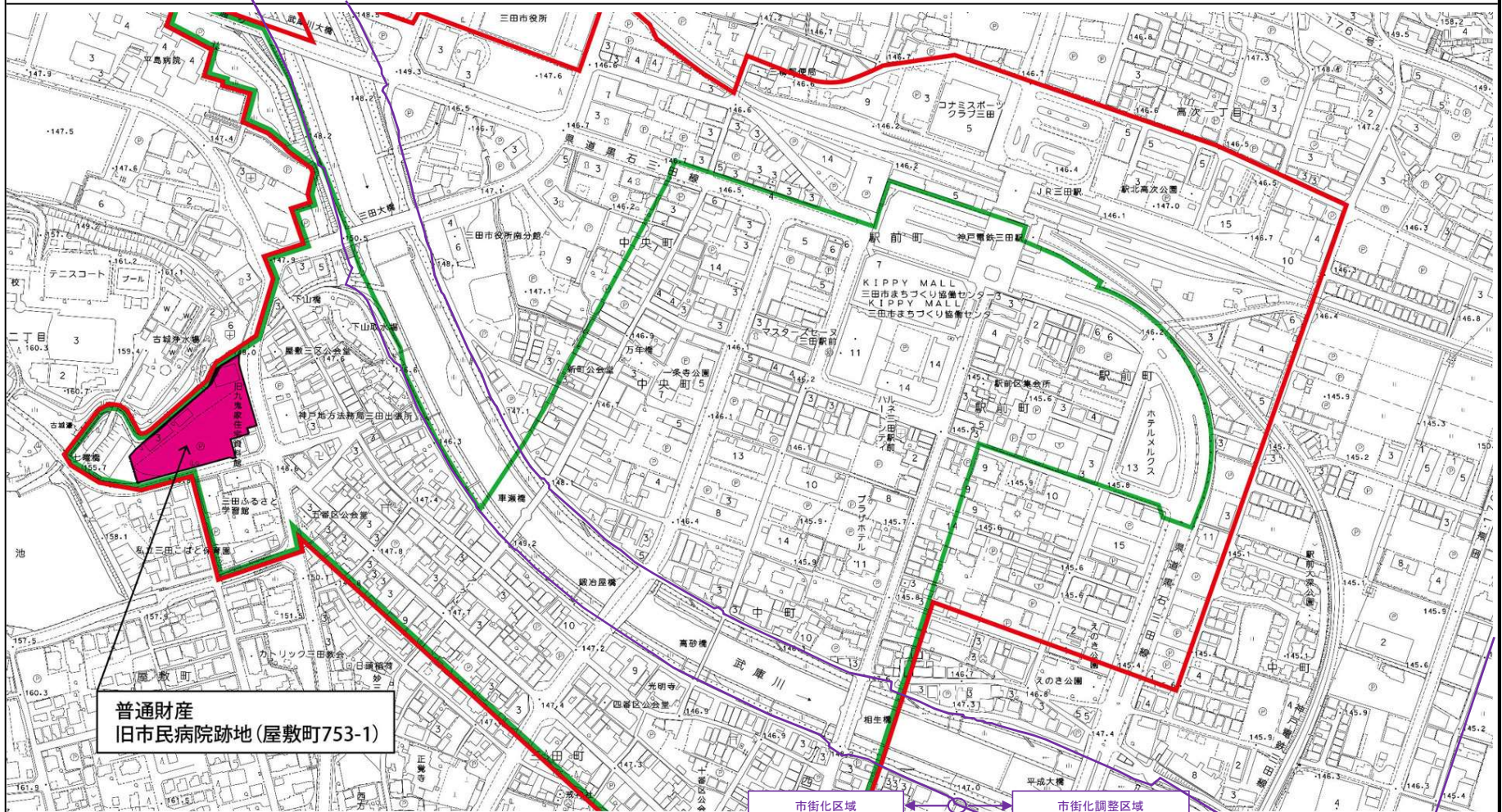
制度別詳細14(普通財産の活用)法第46条第14項第4号

制度別詳細【普通財産の活用】						
制度の活用計画						
事業内容	普通財産の場所	事業期間	事業主体	普通財産の使用に関する事項	普通財産が位置する地域の環境の維持及び向上を図るための措置	
1	広場と食事施設等の整備とマルシェ開催等の実施	三田市屋敷町753-1 (旧市民病院跡地)	R7~R11	三田地域振興株式会社(都市再生推進法人)	時価よりも安価に貸し付け (土地:食事施設・購買施設部分を除き無償、建物:無償)	<ul style="list-style-type: none"> 施設周辺の清掃を実施する ゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する

制度別詳細14-1(普通財産の活用)法第46条第14項第4号
 事業番号1

制度別詳細【普通財産の活用】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



普通財産
 旧市民病院跡地(屋敷町753-1)

- 都市再生整備計画区域

滞在快適性等向上区域
- 都市利便増進協定区域

市街化区域

市街化調整区域

制度別詳細14-2(普通財産の活用)法第46条第14項第4号

事業番号1

制度別詳細【普通財産の活用】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

旧市民病院跡地(屋敷町753-1)

【配置計画図】



【整備イメージ】



普通財産(土地)の範囲

<制度を活用して整備する施設の凡例>

- 1. 緑地・広場
- 2. 駐車場
- 3. 食事施設・購買施設